

# <争族・相続税>対策

～ 分割編～

## 1. はじめに

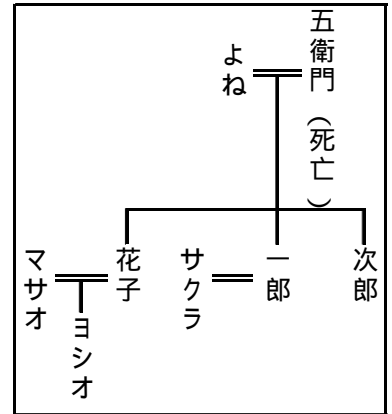
前回のワンポイント情報では、『争族対策に遺言を』という内容をお伝えしました。

今回は、その遺言の内容です。あまり知られていませんが、財産の分け方によって相続税の額が大きく変わることがあります。相続税が安くなる分け方で遺言を書いてあげるのが、残されたご家族への思いやりではないでしょうか。

## 2. 奥さんに財産を!

亡くなった五衛門さんの財産は、よねさんの支えがあったからこそ、築くことができたものです。そこで、よねさんについては、財産の法定相続分(1/2)又は1億6千万円のいずれか多い金額まで相続しても、相続税がかからないことになっています。

つまり、奥さん固有の財産が少なければ、『子供に財産を全部渡す!』という内容の遺言より、『ある程度、財産を奥さんに渡す』という内容の遺言の方が、相続税は安くなります。

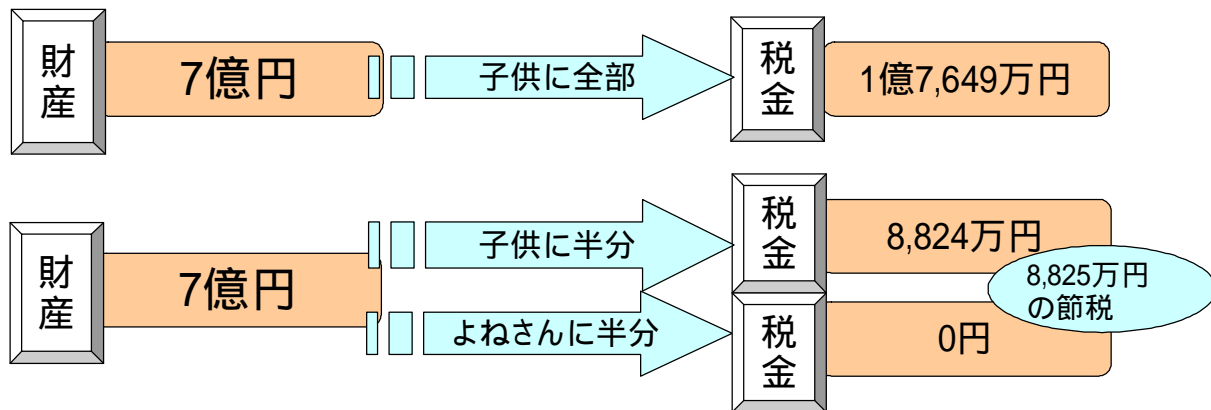


この一家は、実在又は架空のいかなる人物又は団体とも関係ありません。

## 3. こんなに違う! 相続税

例えば五衛門さんの財産が3億円だった場合、財産を子供に全て渡すと、相続税は4,000万円です。しかし、よねさんに1億6千万円の財産を渡し、残りを子供に渡した場合の相続税は、1,866万円になります。2,134万円の節税です。

財産が7億円だった場合はどうでしょう? 財産を子供に全て渡すと、相続税は1億7,649万円ですが、よねさんに半分渡せば、相続税は8,824万円になります。8,825万円の節税で、相続税は約半額になっています。



## 4. 次の相続のことまで考える

よねさんに財産を渡すと相続税が安くなる!と言っても、渡しすぎは禁物です。なぜなら、よねさんが財産を持ちすぎると、よねさんが亡くなった時に多額の相続税がかかってしまうからです。

相続税を考えた遺言を書こうとする場合、五衛門さんの時の相続税だけでなく、よねさんの時の相続税まで考える必要があるということです。

つまり五衛門さんの時の相続税と、よねさんの時の相続税の合計が、一番安くなる分け方で書かれた遺言が、税金に関しては『理想の遺言』と言えます。

場合によっては、財産を評価したり相続税の試算をしたり、具体的に中身を把握しなければ判断できないこともあるため、専門家に相談する必要が出てきます。

名南経営センターグループでは、相続対策のご相談も承っております。ぜひお気軽にお電話ください。